

## 論 説

# FASB新キャッシュ・フロー概念の機能

伊 丹 清

はじめに

- 1 測定対象への公正価値の採用
- 2 FASB新キャッシュ・フロー概念の検討
  - (1) 伝統的キャッシュ・フロー・アプローチの批判
  - (2) 期待キャッシュ・フロー・アプローチの導入
- 3 期待キャッシュ・フロー・アプローチの負債への適用 —— 信用状態の反映
- 4 利子配分法におけるキャッシュ・フローの見積変更の調整

おわりに

## は じ め に

会計原則審議会（APB）の時代から現在に至るまで、たとえばFASBステイメント第114号『債権者のローン損傷会計——FASBステイトメント第5号および第15号の改正』(*Accounting by Creditors for Impairment of a Loan—an amendment of FASB Statements No. 5 and 15*) のように、キャッシュ・フローと現在価値法を認識、測定に用いたプロナウンスメントが多数発行されている<sup>(1)</sup>。しかも、近年その数には増加の兆しがうかがえ、重要性が増しつつあると思われる。このような状況の中、財務会計審議会（FASB）は、その概念体系である財務会計概念ステイトメントシリーズの一環として、FASB財務会計概念ステイトメント第7号『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と

現在価値の利用』(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements – 以下、FASB概念ステイトメント第7号と略す)を発行し、新たなキャッシュ・フロー概念の構築を行っている<sup>(2)</sup>。従来の将来キャッシュ・フローの現在価値は、ひとつの見積キャッシュ・フローとひとつの利率を用いていた。FASB概念ステイトメント第7号は、それに代えて、数学、統計学の期待値の概念を導入した期待キャッシュ・フロー・アプローチ(expected cash flow approach)を提唱するものである。

本稿では、このようなFASB概念ステイトメント第7号による新たなキャッシュ・フロー概念の内容を明らかにするとともに、その新しい概念が果たす機能、換言すれば会計的な意味を解明することを試みる。

## 1 測定対象への公正価値の採用

FASB概念ステイトメント第7号は、他のFASB財務会計概念ステイトメントシリーズと同様、個々のFASBステイトメントのように特定の会計を規定するものではなく、今後の会計基準開発で用いられる基礎概念を提示するものである。したがって、現行のFASBステイトメントと矛盾することは、何ら問題ないとされている。さらに、具体的に言うと、このFASB概念ステイトメント第7号は、将来キャッシュ・フローを会計測定に使用するための二つのフレームワーク、(1)会計測定における現在価値の対象(objective)の記述、(2)現在価値の使用を支配する一般原則の提供(とりわけ将来キャッシュ・フローの金額、時期あるいはその両方が不確実な場合)、を構築するものであるとされる<sup>(3)</sup>。では、まずは、FASB概念ステイトメント第7号が扱う範囲から見ていく。

FASB概念ステイトメント第7号は、測定問題だけを扱い、認識問題は扱わないとしている。認識と測定は相互に関連はしているが、必ずしも認識コンベンションと測定属性が同じである必要はないとしている。また、フレッシュスタート測定がいつ適切かも扱わないとしている。では、どのようなケースを対象とするのであろうか。FASB概念ステイトメント第7号は、それを当初認識

時の測定、フレッシュスタート測定、将来キャッシュ・フローに基づく償却技法すなわち利子配分法（interest method of allocation）の三つに限定している<sup>(4)</sup>。

ところで、FASB概念ステイトメント第7号は、公正価値を「積極的集団間の現在の取引、すなわち強制売却あるいは清算売却以外で、資産（負債）を購入（負担）または売却（決済）しうる金額<sup>(5)</sup>」と定義している。そして、キャッシュ・フローの現在価値が表すべき測定属性は公正価値だとし、現在価値を用いる唯一の目的は、公正価値を見積もることだとしている<sup>(6)</sup>。すなわち、FASB概念ステイトメント第7号は、現在価値の「測定対象（measurement objective）として公正価値を採用する<sup>(7)</sup>」のである。このように、FASB概念ステイトメント第7号は、測定対象に公正価値を据えたうえで、当初認識時の測定、フレッシュスタート測定、利子配分法におけるキャッシュ・フローと現在価値の使用についての概念的フレームワークを提示するのである。

では、まずは、FASB概念ステイトメント第7号が提唱する新しいキャッシュ・フロー概念の内容から検討しよう。

## 2 FASB新キャッシュ・フロー概念の検討

FASB概念ステイトメント第7号は、「会計測定における現在価値使用の目的は、可能な範囲で、（資産ないしは負債がもたらす—筆者注）将来キャッシュ・フローの集合間の経済的差異を把握することである<sup>(8)</sup>」という。このように、現在価値測定は、資産または負債間の経済的差異を把握するためのものであり、次の要素を含まなければならないという<sup>(9)</sup>。

- a 将来キャッシュ・フローの見積、あるいは複雑なケースでは、異なる時点の一連の将来キャッシュ・フローの見積
- b 将来キャッシュ・フローの金額または時期の可能性ある（possible）バリエーションについての期待値
- c リスクフリー利率で表される貨幣の時間価値

- d 資産または負債に本来備わっている不確実性を負担するための価格
- e 非清算性と市場の不完性を含む、確認不可能な場合もあるその他要因

FASB概念ステイトメント第7号によれば、公正価値は、この5要素すべてを把握するとされている<sup>(10)</sup>。また、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、この5要素のうち、「(c)リスクフリー利率で表される貨幣の時間価値」のみが割引率に含まれ、その他の要因は期待キャッシュ・フローを得る過程での調整要素とされる。他方、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチでは、「(a)将来キャッシュ・フローの見積」を除く4要素が、割引率に組み込まれるという<sup>(11)</sup>。すなわち、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチでは、割引率の比重が大きいということになるであろう。つぎに、FASB概念ステイトメント第7号があげた伝統的キャッシュ・フロー・アプローチの問題点について、さらに詳しく検討しよう。

### (1) 伝統的キャッシュ・フロー・アプローチの批判

伝統的キャッシュ・フロー・アプローチは、ひとつの見積キャッシュ・フローとひとつの利率（多くの場合「リスクを織り込んだ利率—the rate commensurate with risk—」）を用いる。また、そのキャッシュ・フローは、現行の会計基準では、契約キャッシュ・フロー（contractual cash flow）を使用したり、契約キャッシュ・フローが利用できない場合には、もっとも可能性の高い（most-likely）ただひとつの金額または最善の見積というように多様なものが用いられる。そして、FASB概念ステイトメント第7号は、このような伝統的キャッシュ・フロー・アプローチは、ある環境下では相対的に適用が容易であり、使用され続けるだろうという<sup>(12)</sup>。

しかしながら、FASB概念ステイトメント第7号は、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチは、比較可能な資産と負債の市場が存在する場合には有用だが、それがない非金融資産・負債などの場合は、有用ではないという。さらに、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチにおいては、さきに見たように割引率の比重が大きく、利率の選択がもっとも重要である。そして、適切な利率は、

他の資産または負債の観察可能な利率から推断しなければならない。だが、その過程は、のちに検討する確率を利用した期待キャッシュ・フロー・アプローチの計算のような透明性なしに、同様の見積と客觀性を求められていると批判する。くわえて、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチでは、利率は金額の不確実性は組み込むが、時期の不確実性までは反映できないと批判する<sup>(13)</sup>。FASB概念ステイトメント第7号は、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチをこのように批判したうえで、期待キャッシュ・フロー・アプローチを積極的に提唱する。つぎにその内容について見よう。

## (2) 期待キャッシュ・フロー・アプローチの導入

FASB概念ステイトメント第7号は、さきに見たように伝統的キャッシュ・フロー・アプローチを批判する。そして、「期待キャッシュ・フロー・アプローチは、多くの状況で、伝統的アプローチよりも効果的な測定ツールであることを見いだした<sup>(14)</sup>」というように、期待キャッシュ・フロー・アプローチをそれに代わるものとして位置づけている。ところで、FASB概念ステイトメント第7号は、期待キャッシュ・フローを、「可能性ある（possible）見積金額の範囲内の確率で加重した金額の合計、すなわち平均の推定値（the estimated mean or average）<sup>(15)</sup>」と定義している。では、FASB概念ステイトメント第7号の説明に基づいて、期待キャッシュ・フロー・アプローチを具体的に見ていく。

期待キャッシュ・フロー・アプローチは、可能性ある（possible）キャッシュ・フローすべての予測（expectations）を使用する。たとえば、確率10パーセントの100ドル、確率60パーセントの200ドル、確率30パーセントの300ドルが可能性あるキャッシュ・フローだとすると、その期待キャッシュ・フローは、 $(100\text{ドル} \times 0.1) + (200\text{ドル} \times 0.60) + (300\text{ドル} \times 0.30) = 220\text{ドル}$ となる。それに対して、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチでは、もっとも可能性の高いただひとつのキャッシュ・フローを用い、このケースではそれは60パーセントの場合の200ドルとなる<sup>(16)</sup>。このように、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、数学、統計学の期待値の概念をキャッシュ・フローに導入したものである。

さらに、キャッシュ・フローの時期が不確実な場合には、期待キャッシュ・フロー・アプローチでも、現在価値法が用いられる。たとえば、1,000ドルのキャッシュ・フローを受け取る確率が、1年間では10パーセント、2年間では60パーセント、3年間では30パーセントとすると、その期待現在価値（expected present value）は、以下のように892.36ドルになる。なお、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチの最善の見積は、902.73ドル（確率60パーセントの場合の金額）になる<sup>(17)</sup>。

利率5パーセント、期間1年間の1,000ドルの現在価値	952.38ドル
確率	<u>10.00%</u> 95.24ドル

利率5.25パーセント、期間2年間の1,000ドルの現在価値	902.73ドル
確率	<u>60.00%</u> 541.64ドル

利率5.50パーセント、期間3年間の1,000ドルの現在価値	851.61ドル
確率	<u>30.00%</u> 255.48ドル
期待現在価値	<u>892.36ドル</u>

ところで、この期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、確率90パーセントの10ドルと確率10パーセントの1,000ドルのキャッシュ・フローというような極端なケースでは、期待キャッシュ・フローは109ドルとなる。そして、この109ドルという数字は、10ドルないしは1,000ドルという最終的な支払金額のどちらも示しておらず、不適切だという批判があるという。それに対して、FASB概念ステイトメント第7号は、さきに見たように公正価値を測定対象に採用していることを踏まえたうえで、次のように主張する。たとえ確率が90パーセントと高くとも、この例の公正価値が10ドルということはありえそうにない。その公正価値は、10ドルか1,000ドルのどちらかというよりもむしろ109ドルに近いと予測されるだろうというのである<sup>(18)</sup>。このように、FASB概念ステートメント第7号は、このように極端なケースでさえも、期待キャッシュ・フロー・

アプローチは公正価値の見積りに有用だと積極的に主張するのである。くわえて、この期待キャッシュ・フロー・アプローチは、年金、その他の退職後給付、およびいくつかの保険債務で用いられる方法に本来備わっており、また長期資産の減損の測定や金融商品の公正価値の見積りでも認められていることをあげている<sup>(19)</sup>。すなわち、期待キャッシュ・フロー・アプローチは現行のいくつかのFASBステイトメントすでに採用されているとして、その有用性を側面から主張するのである。

以上のように、FASB概念ステイトメント第7号は、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチは、比較可能な資産・負債の市場が存在しない場合は有用ではないという。また、その適用過程が不透明で、しかも、その利率は金額の不確実性は組み込むが、時期の不確実性は組み込まないと批判する。それに対して、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、時期の不確実性にも現在価値法を用いることで対応でき、またキャッシュ・フローの金額、確率が極端に異なるケースでさえも、公正価値の見積りに有用だとしてその優位性を主張するのである。

では、つぎに、この期待キャッシュ・フロー・アプローチを負債に適用した場合の優位性について、FASB概念ステイトメント第7号の主張を検討しよう。

### 3 期待キャッシュ・フロー・アプローチの負債への適用 ——信用状態の反映

FASB概念ステイトメント第7号は、「負債のもっとも適合性ある測定値は、返済義務のある実体の信用状態をつねに反映する<sup>(20)</sup>」という。すなわち、信用状態をよりよく反映する測定方法が望ましいというのである。では、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチよりも望ましいのであろうか。FASB概念ステイトメント第7号の例示から見てみよう。

実体は、負債を公正価値で当初記録する。その公正価値の金額は、信用状態が加味された受取額である。では、負債の公正価値は信用状態によってどう変

わるであろうか。一般に、それは利率で調整される。金利先払の500ドルの5年債務契約を考えてみよう。信用状態が高い実体は、低い金利である利率6パーセントが適用され、約374ドルを受け取る。他方、信用状態の低い実体は、高い金利、利率12パーセントが適用され、受取額は約284ドルとなる。したがって、この場合、公正価値は、信用状態の高い実体は約374ドル、信用状態の低い実体は約284ドルとなる<sup>(21)</sup>。

この例示のように、負債の測定では、信用状態の影響は、通常、利率で調整される。そして、それは金額が決まっている契約キャッシュ・フローを有する負債にはよく適合するという<sup>(22)</sup>。だがしかし、FASB概念ステイトメント第7号は、キャッシュ・フローの金額が変動する場合は、期待キャッシュ・フロー・アプローチが、信用状態をより効果的に反映すると次のようにいう。

「期待キャッシュ・フロー・アプローチは、他の負債への信用状態の影響を測定する場合、より効果的であろう。たとえば、負債は、非常に低い金額から非常に高い金額までの可能性ある（possible）アウトフローを実体にもたらすだろう。もし金額が低くければ、債務不履行の可能性はほとんどないだろう。しかし、金額が高ければ、債務不履行の可能性は高いだろう。これと似た状況では、信用状態の影響は、期待キャッシュ・フローの計算により効率的に組み込まれるだろう<sup>(23)</sup>。」

このように、期待キャッシュ・フロー・アプローチを負債に適用すると、キャッシュ・フローが変動するケースでも信用状態を効果的に反映するというのである。すなわち、負債の測定でも、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチよりも、優れているといふのである。

以上、FASB概念ステイトメント第7号が提唱する期待キャッシュ・フロー・アプローチとその負債への適用について検討してきたが、その適用対象は、当初確認時の測定とフレッシュスタート測定である。最後に、測定ではなく配分法のひとつである利子配分法について検討しよう。

#### 4 利子配分法におけるキャッシュ・フローの見積変更の調整

減価償却のような配分法は、資産または負債の変動を実際世界の現象と関係づけようとするものであり、測定ではなく再表示である。そして、利子配分法は、報告金額の変動を、将来キャッシュ・インフローまたはアウトフローの現在価値の変動と関係づけるものである<sup>(24)</sup>。したがって、これまで検討してきた当初認識時の測定やフレッシュスタート測定とは異なるものである。すなわち、ここで検討されているのは、測定ではなく配分法への現在価値法の適用である。

現行のキャッシュ・フローを採用している会計基準は、キャッシュ・フローと利率の多様な選択を認めている。だが、大半の利子配分法では、期待キャッシュ・フローよりむしろ約定キャッシュ・フロー（promised cash flow）を用い、約定キャッシュ・フローの現在価値を当初の資産・負債価格と同額にする実効利率を使用する。では、金額が変動しない約定キャッシュ・フローの場合と違って、キャッシュ・フローの時期または金額が当初見積と異なる場合はどのような方法をとればよいのであろうか。FASB概念ステイトメント第7号は、そのようなキャッシュ・フローの見積の変更を調整する方法として、修正見積キャッシュ・フローを当初の実効利率で割引いた現在価値に帳簿価額を調整する「キャッチアップ・アプローチ」が好ましいとしている。その理由として、キャッチアップ・アプローチによれば、キャッシュ・フローの見積変更の前と後の測定基準は同一（当初の実効利率で割引いた見積キャッシュ・フロー）であり、利子配分法による現在価値の関係を壊さず、しかも、合理的なコストで行えるということをあげている<sup>(25)</sup>。

このように、利子配分法においては、キャッチアップ・アプローチがキャッシュ・フローの見積の変更を調整するにはもっとも好ましいというのである。

## おわりに

本稿で検討したように、FASB概念ステイトメント第7号は、測定対象に公正価値を採用する。そして、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチは、比較可能な資産・負債の市場が存在しない場合は有用ではなく、また、利率は時期の不確実性は組み込まないと批判する。それに代わるものとして、当初認識時の測定とフレッシュスタート測定では、期待キャッシュ・フロー・アプローチを提唱する。期待キャッシュ・フロー・アプローチは、時期の不確実性にも現在価値法で対応でき、またキャッシュ・フローの金額、確率が極端に異なるケースでも、公正価値の見積に有用だというのである。くわえて、負債の測定でも、負債の信用状態をより効率的に反映するがゆえに、優れているというのである。そして、測定ではなく配分法である利子配分法については、キャッシュ・フローの見積変更をキャッチアップ・アプローチで調整することが好ましいとしている。

では、このようなFASB概念ステイトメント第7号が果たす機能、換言すれば会計的な意味とは何であろうか。FASB概念ステイトメント第7号は、新しいキャッシュ・フロー概念として、数学、統計学の期待値概念を導入した期待キャッシュ・フロー・アプローチを提唱している。この期待キャッシュ・フローを用いれば、たとえば、FASBステイトメント第5号では損失事象の発生がほぼ確実（probable）になるまで損失を認識できないのに対して、潜在的な債務不履行についての予測までも期待キャッシュ・フローの調整として表すことができるという<sup>(26)</sup>。したがって、期待キャッシュ・フロー概念を用いれば、不確実な事象の測定の対象領域を従来よりも拡大できる可能性がある。その点に、FASB概念ステイトメント第7号の期待キャッシュ・フロー概念導入が果たす機能があるといえる。

また、FASB概念ステイトメント第7号は、キャッシュ・フローの現在価値が表すべき測定属性を公正価値とし、測定対象に公正価値を据えている。このことは、新たなキャッシュ・フロー概念の構築を通じて、従来概念ステイトメ

ントシリーズでは明示されていない、測定属性としての公正価値の確立を意味するといえる。そして、それによって、最近の金融商品関連のFASBステイトメントで使用されている公正価値を論理的に補強しているといえる。ところで、それらステイトメントは、公正価値の見積に、キャッシュ・フローの現在価値、オプションプライシング・モデル、マトリックス・プライシング・モデル、オプション調整スプレッド・モデルなどを認めている<sup>(21)</sup>。FASB概念ステイトメント第7号は、新たなキャッシュ・フロー概念を主張するとともに、ブラック-ショールズ・オプション・プライシング・モデルなどの多様なプライシング・ツールも、「本ステイトメントで概説した概念と同様の概念を基礎にする。…プライシング・モデルが公正価値の各要素を含むかぎり、その使用は本ステイトメントと矛盾しない<sup>(22)</sup>」として、その使用の有用性を認めている。すなわち、FASB概念ステイトメント第7号は、公正価値のみならず、それを見積もるプライシング・ツールの使用の論理補強も行っているといえる。

## 注

(1) キャッシュ・フローと現在価値法を用いること規定するAPBオピニオンとFASBステイトメントについては、Financial Accounting Standards Board, Statements of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Appendix Bを参照されたい。

また、FASBステイトメント第114号『債権者のローン損傷会計－FASBステイトメント第5号および第15号の改正』については、たとえば拙稿「債権者のローン損傷会計の会計的特徴」(『高知論叢』第63号 1998年11月)を参照されたい。

(2) FASB概念ステイトメント第7号の公開草案についての文献には、たとえば加藤盛弘稿「キャッシュ・フロー概念と将来事象の認識領域化」(加藤盛弘編『将来事象会計』第3章 森山書店 2000年)などがある。

(3) Statements of Financial Accounting Concepts No. 7, pars. 11 and 16.

(4) *Ibid.*, pars.12-5.

なお、認識コンベンションと測定属性が異なる例として、認識は非割引キャッシュ・フローで行い、測定は公正価値で行うことを規定するFASBステイトメント第121号『長期資産および処分目的の長期資産の減損の会計』(Accounting for the

*Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of* があげられている (Statements of Financial Accounting Concepts No.7, par. 13.)。

- (5) *Ibid.*, Glossary of Terms.
- (6) *Ibid.*, pars.22 and 25.
- (7) *Ibid.*, par.53.
- (8) *Ibid.*, par.20.
- (9) *Ibid.*, pars.23 and 39.
- (10) *Ibid.*, par.24.
- (11) *Ibid.*, par.40.
- (12) *Ibid.*, pars.42 - 3.

なお、最善の見積とは、「可能性ある（possible）見積金額の範囲内のもっとも可能性の高い（most-likely）ただひとつの金額」(*Ibid.*, Glossary of Terms.)と定義されている。

- (13) *Ibid.*, pars.44, 47 and 48.
- (14) *Ibid.*, par.45.
- (15) *Ibid.*, Glossary of Terms.
- (16) *Ibid.*, par.45 and footnote 8.
- (17) *Ibid.*, par.46.

なお、各々の現在価値の計算は、1年間の場合 $1,000 \text{ ドル} \times (1 + 0.05)^{-1} = 952.3$  80952 ドル、2年間の場合 $1,000 \text{ ドル} \times (1 + 0.0525)^{-2} = 902.725667$  ドル、3年間の場合 $1,000 \text{ ドル} \times (1 + 0.0550)^{-3} = 851.613664$  ドルとなる。

- (18) *Ibid.*, pars. 52 - 3.

なお、この期待キャッシュ・フローの計算は、 $(10 \text{ ドル} \times 0.9) + (1,000 \text{ ドル} \times 0.1) = 109$  ドルとなる (*Ibid.*, footnote 11.)。

- (19) *Ibid.*, par.48.
- (20) *Ibid.*, par.78.
- (21) *Ibid.*, par.78.

なお、この場合の現在価値の計算は、利率 6 パーセントの場合が $500 \text{ ドル} \times (1 + 0.06)^{-5} = 283.713428$  ドルとなり、利率 12 パーセントの場合は $500 \text{ ドル} \times (1 + 0.12)^{-5} = 373.629086$  ドルとなる。

- (22) *Ibid.*, par.82.

このような負債の信用状態の利率での調整は、伝統的キャッシュ・フロー・アプローチが資産のリスクと不確実性を資産の測定に組み込むのと同様だという (*Ibid.*, par.82.)。

- (23) *Ibid.*, par.82.
- (24) *Ibid.*, pars.92 - 3.

なお、利子配分法は、「資産または負債の帳簿価額のある期間から次期への変動を計算する、フレッシュスタート測定を行わない場合の現在価値技法を使用する報告コンベンション。減価償却と償却コンベンションのように、利子法は歴史的原価概念に基礎を置く。利子配分法という用語は、期間報告のコンベンションと見積将来キャッシュ・フローの変動を処理するいくつかのアプローチの両方をいう」（*Ibid.*, Glossary of Terms. 下線－原文イタリック）と定義されている。

(25) *Ibid.*, pars.95, 97 and 98.

(26) *Ibid.*, par.56.

(27) 公正価値は、いくつかのFASBステイトメントでも定義されている。たとえば、FASBステイトメント第133号『金融派生商品とヘッジ活動の会計』は、公正価値についてFASB概念ステイトメント第7号と同じ定義をしたうえで、活発な市場の公開市場価格がその最善の証拠であり、利用できるならばそれを利用すべきだとしている。そして、それが利用できない場合は、類似金融商品の公正価値、ないしは関連リスクを織り込んだ割引率を使った見積期待将来キャッシュ・フローの現在価値、オプションプライシング・モデル、マトリックス・プライシング・モデル、オプション調整スプレッド・モデル、ファンダメンタル分析といった評価技法に基づくとしている（Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, par.540.）。

(28) *Ibid.*, par.54.



## 論 説

## 過疎山村集落における高齢化と住民生活の変容（1）

——京都府三和町を事例に——

岩 佐 和 幸  
杉 本 大 三

## はじめに

今日の過疎地域では、高度成長期に若年労働力が大量に流出し、世代交代のサイクルが攪乱された結果、急速に高齢化が進行している。そのうえ、1980年代後半以降は、かつてないスピードで資本蓄積のグローバル化が進行し、農山村の地域経済を支えてきた農業や各種地場産業が衰退の歩を速めている。これらふたつの要因が重なることによって過疎地域の定住条件は大幅に悪化しており、生活の再生産自体が大きな困難に直面している<sup>1)</sup>。

こうした中、とりわけ早急な対応が求められるのは、過疎化と高齢化が極限まで進行し、無住化・消滅の危機に瀕した集落である。1980年代後半以降、過疎地域では、従来からみられた人口の社会減に加えて、出生数よりも死亡数が上回る人口の自然減が発生するようになり、「新過疎問題」として注目されてきた。しかし、今日ではむしろ、その行き着く先にある集落の消滅が、具体的かつ緊急の問題として懸念されている。

国土庁が過疎地域に指定されている全国1,231市町村を対象として、1998年に実施したアンケート調査によると、これらの市町村では1960年から1998年までの過去38年間に、1,712の集落が消滅しており、さらに今後消滅の可能性がある集落が2,200以上も存在する。今後消滅の可能性がある集落は、全体の4.6%にも及ぶ。戦後日本において集落がもっとも多く消滅した高度成長期に勝る

とも劣らない規模と速さで、近い将来集落が姿を消していくと見込まれているのである<sup>2)</sup>。

もっとも、こうした集落消滅の危機は、過疎地域において一様に発生しているわけではない。先の調査によると、特に消滅の可能性が高いのは、地形的に行き止まりで、背後に集落を持たない末端集落や、高齢化率が50%以上と、極限まで上昇した集落であり、この双方に該当する集落の55%が、今後消滅の可能性をもつとされている。市町村より下位の集落レベルではさらに不均等性や格差がみられるのであり、今日特に消滅の危機にあるのは、まさに自然的ないし社会経済的な条件の不利な位置にある集落なのである。

過疎化と高齢化が進行し、その存続さえ危ぶまれる集落は、多くの場合、医療機関や商店、役場、銀行などから遠く離れており、生活の利便性が低いことが大きな社会問題となっている。とりわけ、バス路線などの公共交通機関が次々に廃止される中、自動車やバイク、自転車といった移動手段を利用できない高齢者の生活は困難をきわめている<sup>3)</sup>。また、こうした集落では、農林業の担い手の枯渇とともに、農地や山林などの地域資源が荒廃していることも注目されねばならない。地域資源の荒廃が国土保全の観点から取り返しのつかない損失を招くことは、多くの研究者が指摘している通りである<sup>4)</sup>。

本稿の課題は、過疎化と高齢化が著しく進行した山村集落のこうした現状について、京都府北部の山間地域である三和町の事例を通して明らかにするとともに、こうした個別事例を通して山間地域に共通する課題や発展に向けての展望を見いだすことにある。とりわけ、本稿では、先に述べた過疎化の集落間不均等の現実や集落消滅の危機的状況を踏まえ、同町の中でも最も深刻な過疎化と高齢化に直面している2つの集落に焦点を当てて詳細な実態調査を行い、今日的過疎の最先端の状況から課題に迫ることにした<sup>5)</sup>。

その際、本稿では以下の点に留意しながら調査・分析を行っている。第1に、高齢化が進行した集落内部における社会経済構造を対象とするため、地域住民がこれまで営んできた農林業や兼業などの経済活動とともに、こうした経済活動からリタイアして年金生活への依存が強まっていくという高齢化社会特有の所得構造の実態を分析している<sup>6)</sup>。また、こうした経済的な側面のみでなく、

日常の買物や通院、自治会機能など、生活の再生産において不可欠な要素も視野に收め、集落内部における住民生活の困難の度合やその要因を具体的に検討している<sup>7)</sup>。このように、住民の生活にまつわる諸要素を細かくみていくことによって、高齢化・過疎化の進行する集落の社会的・経済的状況をできる限りトータルに明らかにしようとした。

第2に、集落に居住する高齢者の生活や集落内にある農地・山林などの地域資源を維持していくための諸条件を、集落外とのネットワークに注目しながら検討している。このため特に今回の調査では、集落内に居住する世帯だけでなく、家屋や山林は集落内に残しているものの、生活基盤は既に集落外にある世帯や、集落内の農作業を受託する集落外の農家も調査対象に加えた。集落内外のネットワークに注目した先行研究は多数存在するが、そうした研究では農家他出あとづきの存在形態や農業従事の態様など、農業生産の側面に焦点が当てられることが多かった<sup>8)</sup>。本稿では検討対象をより広く設定し、他出者の集落活動への参加状況や、集落居住者と他出者との日常の交流など、集落内外の生活全般に関わるネットワークの実像に接近することを試みた。

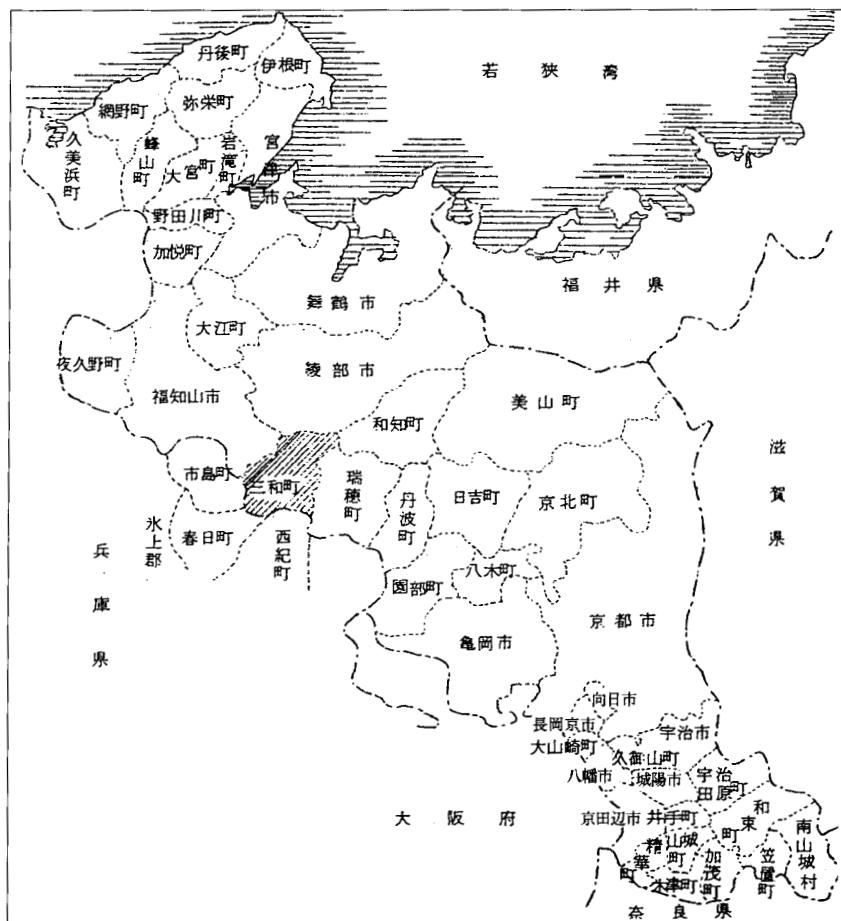
最後に、本稿の構成について簡単に触れておきたい。まずⅠでは、三和町全体の過疎化や高齢化の推移を歴史的に振り返り、その中の調査集落の位置を確認している。Ⅱでは、基幹産業であると同時に地域資源の保全に重要な役割を果たしてきた農林業について構造的な分析を行い、今日における担い手の存在状況や地域資源管理の現状を明らかにしている。Ⅲでは、住民の就業構造と所得構造に焦点を当て、高齢化に伴う兼業から年金生活へのシフト＝脱兼業化と年金生活化の実態を析出すると同時に、今後の集落のありように大きな影響を及ぼす他出者の動向をも分析している。Ⅳでは、買物や医療、教育をはじめとする日常生活や集落機能の現状に焦点を当て、調査集落が抱えている問題点を浮き彫りにしている。以上の分析を踏まえて、過疎化と高齢化の進行した山村集落の再生についての展望を試論的に提起することで締めくくることにしたい。

## I 三和町における人口変動と調査集落の位置

### 1. 三和町の歴史的な歩み——丹波山村の変貌過程——<sup>9)</sup>

京都府三和町は、1955年の菟原、川合、細見の3村合併を機に発足した町である。地理的には「中丹地域」と称される京都府北西部に位置し、北西から東に向かって福知山市や綾部市、瑞穂町と、また西から南にかけては兵庫県と接

図 I-1 三和町の位置



している（図I-1参照）。総面積の8割以上を山林が占める典型的な山間地域であり、隣接市町とは標高400m前後の山々に遮断されている。ただし、福知山市とは古くからその経済圏内にあるといわれ、同市に立地する長田野工業団地は、町の中央部を縦断する国道9号線経由で通勤可能な距離にある。その他、綾部市と瑞穂町を結ぶ国道173号線や、周辺市町での近畿自動車道や京都縦貫自動車道の整備に伴い、阪神方面や京都市内とのアクセスが容易になりつつある町もある。

三和町の今日の姿を概観する前に、これまでの歴史を簡単に振り返っておこう。同町を含むいわゆる丹波山村一帯では、古くは農業と山仕事と出稼ぎが、住民にとっての重要な生計手段であった。山村特有の零細耕地に規定されて農業一本で生活を営むのは不可能であったことから、狭い水田で自家米を確保する一方、現金収入を得る手段として戦前期においては養蚕や茶を導入したり、山林での薪炭生産や酒造会社での出稼ぎ労働に従事するという複合的な就業形態が比較的早い時期から進んでいった。「農業プラスα」として、農閑期の山仕事、そして積雪期における灘（兵庫県）や伏見（京都市）への出稼ぎという、半農（林）半労形態が、この土地に共通する労働・生活パターンだったのである。

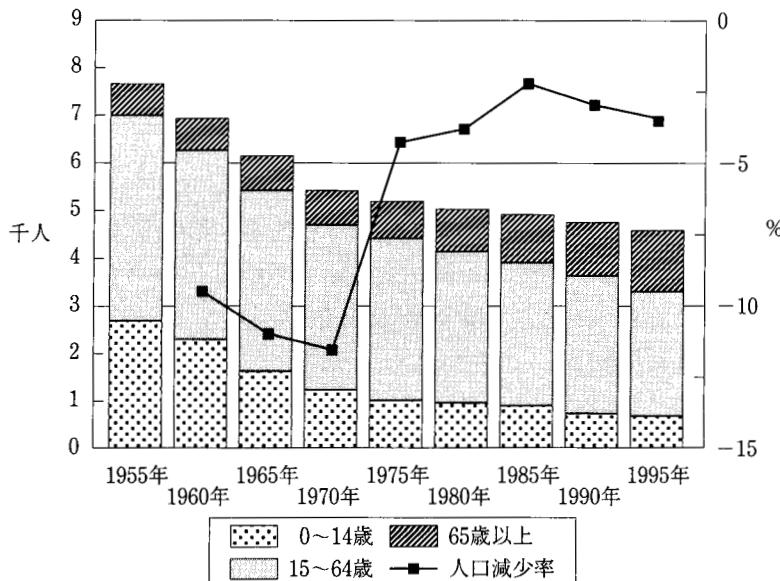
しかし、丹波山村におけるこうした就業形態は、戦後、とりわけ高度成長期の本格化によって再編を余儀なくされる。その1つが、従来から嘗まれてきた経済基盤の崩壊である。とりわけ薪炭生産は、いわゆる「エネルギー革命」の打撃を受けて急速に衰退し、林業生産の弱体化を招いた。これが、「山」を仕事場とする意義が薄れていく要因となり、先に挙げた酒造や土木建築関係といった出稼ぎ労働への依存を次第に強めていくようになる。

一方、この時期の重化学工業の発展に伴う大都市部での急激な労働力需要は、農村部での青壯年世代の大量流出を惹き起こし、農業労働力の女性化・高齢化と農地・山林の荒廃をもたらした。三和町も例外ではなく、図I-2が示すように、1955年から70年にかけて、いずれの5年間をとっても10%を上回る著しい人口減少率を記録している。高度成長期の労働力流出＝「労働力の収奪」<sup>10)</sup>がいかに激しかったかを物語っている。

もう1つ、この地域の住民生活に与えたインパクトとして無視できないのが、1960年代半ばの国道9号線改修工事とそれを契機とする町外からの工場進出、さらに長田野工業団地の建設である。これ以降、農村にとどまっていた男子は、土木建築の現場の他に、福知山市内の工場・企業へ、また女子は、タオルやメリヤスといった繊維関係を中心に、町内の零細下請企業へ働きに出るようになる。こうした地域労働市場の変化に伴って、1970年代以降は従来の出稼ぎ労働から在宅通勤へと兼業の形態が大きく転換することになった。

その1970年代とは、第1次オイル・ショックを契機に高度成長が終焉し、低成長へと移行する過程である。大都市部や重化学工業地帯の労働力の吸引が弱まったことを背景に、三和町においても、図I-2にみられるように依然として人口減少は続くものの、その度合は比較的収束する気配をみせ、過疎化の問題はいったん影を潜めていくかに思われた。

図I-2 三和町における総人口の推移



注) 人口減少率は、過去5年間の減少率であり、例えば1960年に表示されているのは、55~60年の間の減少率を表している。  
出所) 総務庁統計局『国勢調査報告』各年版より作成。

しかし、1980年代後半の「バブル景気」の頃には人口減少率が再び上昇に転じ、さらに90年代長期不況においてもその傾向は変わらず、今日に至っている。特に、高度成長期の過疎化と異なるのは、高齢化率（65歳以上人口比率）がこの10年で8ポイント（20→28%）上昇しており、その前の10年（1975～85年）と比べて倍の勢いで進んでいる（16%→20%）点である。これは、高度成長期の若年世代の流出による世代交代サイクルの攪乱が背景にあり、高齢化と連動して人口の自然減少が進んでいく状況を示している。換言すれば、人口の再生産力が縮小過程に転じるほどに社会構造が弱体化している局面を迎えていいるのである。

## 2. 町内における過疎化・高齢化の進行と集落間格差

### （1）急速に進む過疎化と高齢化

それでは、今日の三和町は、どのような状況におかれているのだろうか。

まず表I-1を参照しながら、三和町の現在の人口構造を、京都府内における位置関係を通して浮き彫りにしてみよう。まず指摘できるのは、府下有数の人口減少自治体という点である。1990年から95年の間に、総人口は3.5%，世帯数は0.9%の減少を記録しているが、これは、中丹地域や京都府の平均を上回るばかりか、府内市町村の中では人口減少率第9位、世帯数減少率第3位に当たるものであった<sup>11)</sup>。さらに、80年代後半からの推移をみると、中丹地域や府レベルのトレンドとは対照的に、同町ではこの5年間に一層減少率が高まっているのが読みとれる。

また、人口減少と関連して、高齢化が急ピッチで進んでいるのが、第2の特徴である。町内における高齢化率は、1995年時点で28%と、町民全体の約3割に及んでいる。ここでも中丹地域や府の平均を大きく上回っており、その比率の高さは府内で5番目という位置にある。しかも、80年代後半に高齢化率は3.5ポイント増、90年代前半には4.7ポイント増と、高齢化のテンポは一層早まっている。

第3に、こうした高齢化が、町内の労働力人口の動向にも影響を及ぼしている。1995年の労働力率は66%と、府全体や中丹地域よりも高い割合を示してい

表 I - 1 三和町の人口動態と府内における位置

		人口 (人)	世帯数 (世帯)	年齢別構成 (%)			労働力人口	
				0~ 14歳	15~ 64歳	65歳 以上	人口 (人)	労働力率 (%)
1985年 人口 指標	三和町	4,606	1,389	14.1	57.5	28.3	2,613	66.1
	中丹地域	217,320	73,884	16.2	63.2	20.5	118,011	64.8
	京都府	2,629,592	958,252	14.8	70.1	14.7	1,376,518	61.7
増減率 年	三和町	-3.0	-0.3	-2.3	-1.2	3.5	-3.0	-2.0
	中丹地域	-1.8	1.7	-2.8	0.3	2.4	-1.4	-1.9
	京都府	0.6	4.2	-3.6	1.9	1.4	3.8	-0.5
ポイント 年	三和町	-3.5	-0.9	-1.6	-3.2	4.7	-7.7	-4.3
	中丹地域	-1.1	5.5	-1.9	-1.4	3.3	1.8	0.4
	京都府	1.0	7.2	-2.4	0.3	2.1	5.0	0.5

注1) 増減については、人口・世帯数・労働力人口は増減率、年齢別構成・労働力率は増減ポイントである。

注2) 労働力率とは、労働力人口の15歳以上人口に対する比率である。

注3) 中丹地域とは、三和町の他に福知山市、舞鶴市、綾部市、夜久野町、大江町を含む地域である。  
出所) 図I-2に同じ。

る。しかし、最近5年間で労働力人口は7.7%減、労働力率では4.3ポイント減と、80年代後半をはるかに上回る減少傾向を示している。さらに、表掲は省略するが、労働力人口のコーホート分析、すなわち、90年時点での年齢を基準にして5年後の移動と比較してみると、45歳以上の年齢層から減少しているものの、特に60歳以上では2桁の減少率へと著しく跳ね上がっており、高齢化に伴うリタイア者の増加が推察される。労働力人口の減少と高齢化との関連を、容易にうかがい知ることができよう。

## (2) 集落間不均等発展と重層的過疎化

このように、三和町は、京都府内でも有数の過疎化・高齢化自治体であることに間違いはない。しかし、このデータは、町全体の平均化した姿を示したものに過ぎず、住民にとって最小の生活単位である集落内部の状況を表したものではない。そこで、今度は町レベルから集落レベルにまで下りて、その多様な現状について詳細に検討してみよう。

表I-2は、最新の住民基本台帳に基づく集落別の人口動態を表したもので

表 I-2 三和町内における集落別人口動態比較

(単位：人、%)

集落名	人 口		増減率 (55~98年)	町内人口シェア		年齢別構成(1998年)			
	1955年	1998年		1955年	1998年	0~14歳	15~29歳	30~64歳	65歳以上
K	145	17	-88.3	1.9	0.4	0.0	0.0	11.8	88.2
T	158	31	-80.4	2.1	0.7	16.1	3.2	19.4	61.3
Y	279	154	-44.8	3.6	3.3	14.9	9.1	35.7	40.3
D	338	161	-52.4	4.4	3.4	13.7	11.2	37.3	37.9
Sh	307	137	-55.4	4.0	2.9	9.5	16.8	37.2	36.5
Oh	537	220	-59.0	7.0	4.7	14.1	9.1	40.9	35.9
Na	468	239	-48.9	6.1	5.1	17.2	8.4	38.9	35.6
<u>Te</u>	315	165	-47.6	4.1	3.5	6.1	15.2	43.6	35.2
Sa	207	77	-62.8	2.7	1.6	15.6	9.1	40.3	35.1
Ts	216	123	-43.1	2.8	2.6	12.2	13.8	39.8	34.1
Kk	509	233	-54.2	6.6	5.0	7.3	15.0	44.2	33.5
Ku	278	132	-52.5	3.6	2.8	12.1	9.1	46.2	32.6
<u>Ou</u>	585	375	-35.9	7.6	8.0	11.7	15.2	42.9	30.1
<u>Ts</u>	444	287	-35.4	5.8	6.1	11.1	13.6	45.3	30.0
<u>Ui</u>	524	342	-34.7	6.8	7.3	11.1	17.5	41.8	29.5
<u>Ub</u>	555	379	-31.7	7.2	8.1	15.8	14.8	40.9	28.5
To	350	218	-37.7	4.6	4.7	13.8	11.0	46.8	28.4
<u>Un</u>	281	175	-37.7	3.7	3.7	14.3	14.3	45.1	26.3
<u>A</u>	610	553	-9.3	8.0	11.8	15.6	17.5	42.9	24.1
<u>Um</u>	141	119	-15.6	1.8	2.5	17.6	15.1	43.7	23.5
<u>Se</u>	425	543	27.8	5.5	11.6	9.6	16.4	54.5	19.5
三和町計	7,672	4,680	-39.0	100.0	100.0	12.7	14.0	43.3	30.0

注1) 1998年は6月末現在、55年は3月末時点の住民基本台帳人口である。

注2) 65歳以上の高齢者の構成比が大きい集落順に配列。

注3) アンダーラインを引いた集落は、国道9号線に面した集落である。

出所) 三和町住民課資料より作成。

ある。町全体では、この40数年間で人口が4割減少し、98年現在では高齢化率が遂に3割にまで到達している。しかしながら、こうした過疎化や高齢化のトレンドが、町内で一律に展開されたのでは決してないことが、集落別でみると明らかである。すなわち、集落の圧倒的多数で人口が著しく減少していることは確かであるが、A集落やUm集落のように国道9号線に面したいわば中心部集落では、町役場や郵便局、中学校が集中立地している関係で人口減少や高齢化の進行は緩やかであり、Se集落では逆に人口が28%も増加しているのである。その結果、この3集落とも町内人口シェアが上昇し、今日では町民の4分の1を占めるに至っている。

こうした中心部集落とは対照的に、国道9号線からは離れた奥地にある周辺部集落では、この40数年間で軒並み半数近くにまで減少していることがわかる。中でも最も深刻なのが、本稿で取り上げるKとTの両集落であり、人口減少率が前者で88%，後者で80%と、まさに激減状況であるのが目につく。また、高齢化状況においても、K集落では88%，T集落でも61%と群を抜いて高く、しかもK集落の場合は、29歳以下の若年人口は皆無で、極限的な高齢化状況を呈している。

以上のように、集落レベルまで下向すれば、中心部と周辺部とで過疎化の度合に段階差の生じていることがうかがわれる。換言すれば、過疎自治体の内部において集落間不均等発展と重層的過疎化が進行してきたということができよう。中でも、K・Tの両集落では、町内過疎化・高齢化の最先端集落、いわば「過疎の中の過疎」という状況を今日迎えているのである。

### (3) 調査集落の概要

以下の章では、こうした三和町における最過疎集落であるK・Tの両集落に

表I-3 調査集落の概要

現住地	戸数	世帯人員				
		1人	2人	3人	4人	5人以上
集落内居住世帯 (構成比)	19 (100.0)	2 (10.5)	14 (73.7)	1 (5.3)	— (—)	2 (10.5)
K集落	7	—	7	—	—	—
T集落	12	2	7	1	—	2
集落外居住世帯 (構成比)	10 (100.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	— (—)
町内中心部集落	6	3	—	2	1	—
福知山市	2	—	1	1	—	—
亀岡市	1	—	1	—	—	—
京都市	1	—	1	—	—	—
計 (構成比)	29 (100.0)	5 (17.2)	17 (58.6)	4 (13.8)	1 (3.4)	2 (6.9)

(注) 世代構成の括弧内数値は、1世代では60歳未満の世帯員のいない家族の数、2世代では40歳未満出所) 本調査。

おける住民の暮らしや地域資源管理に焦点を当て、その実態を明らかにしていくことになるが、その前に両集落の概要について、簡単に紹介しておこう。

K集落は、町内中心部の中でも核に当たるSe集落から約8kmの距離にあり、町の東端に位置している。瑞穂町と隣接しており、同町のI集落とは、昔から社会的にも経済的にも交流が深かったが、今日ではK集落の過疎化の影響を受け、かつてのような交流は途絶えつつある。一方、T集落は、Se集落から南西約6kmの距離にあり、やはり町の境界域に位置している。兵庫県春日町と接しているが、両者の間は山で遮断されており、交流はほとんどみられない。

表I-3は、両集落における世帯の概要を表したものである。今回の調査では、両集落内に居住している世帯（以下「集落内居住世帯」と称す）以外に、家屋や農林地は集落内に残しているものの生活基盤は既に集落外にある世帯（以下「集落外居住世帯」と称す）も「準居住世帯」とみなして、今回の調査対象に加えた。両者の内訳は、集落内居住世帯は全体の3分の2に当たる19戸で、残りの10戸が普段は町内中心部の集落や福知山市等に居住し、農地管理や墓参りの際に戻ってくる世帯である。とりわけK集落の場合、全体の15戸中、

(単位：戸、%)

世代構成			世帯主年齢構成				
一世代	二世代	三世代	80歳代	70歳代	60歳代	50歳代	40歳代以下
15(14) (78.9)	3(1) (15.8)	1 (5.3)	3 (15.8)	11 (57.9)	1 (5.3)	— (—)	4 (21.1)
6(6)	1	—	1	5	—	—	1
9(8)	2(1)	1	2	6	1	—	3
6(6) (60.0)	4(1) (40.0)	— (—)	2 (20.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
3(3)	3(1)	—	2	1	2	—	1
1(1)	1	—	—	—	1	1	—
1(1)	—	—	—	1	—	—	—
1(1)	—	—	—	1	—	—	—
21(20) (72.4)	7(2) (24.1)	1 (3.4)	5 (17.2)	14 (48.3)	4 (13.8)	1 (3.4)	5 (17.2)

の世帯員のいない家族の数を指す。

過半の8戸が集落外居住世帯であるのが注目される。

世帯構成について詳しくみていくと、世帯人員は、2人世帯が過半を占め(59%)、次いで1人世帯(17%)となっている。この内、集落内居住世帯では、約4分の3が2人世帯であるのに対して、集落外居住世帯は1人から3人にまで分散するという違いがみられる。世代構成では、一世代のみの世帯が7割以上を占め、そのほとんどが60歳未満の世帯員がいない高齢者世帯である。また、集落内居住世帯において、こうした高齢一世代化がより進んでいる点も大きな特色である。他方で、集落内居住世帯のうち、二世代家族はT集落2戸、K集落1戸のみであり、孫と同居する三世代家族はT集落に1戸存在するにすぎない。また、子供が現在通学している世帯についても、集落内居住世帯の間ではT集落に2戸存在するのみで、K集落には全く存在しない。最後に、世帯主の年齢については、70歳代が約半数を占め、次いで80歳代、40歳代と続いている。特に、集落内居住世帯に限ってみると、70歳代に大きく偏っており、また、

表II-1 京都府と三和町における経営耕地面積規模別農家数の推移

		実 数						
		農家総数	~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~
京都府	1960	82,463	20,690	19,090	32,699	9,851	117	16
	1965	76,143	18,664	18,327	29,004	9,859	260	29
	1970	71,198	18,739	17,046	25,601	9,353	404	55
	1975	65,413	19,729	16,642	21,189	7,269	474	110
	1980	62,575	20,279	15,436	19,166	6,915	614	165
	1985	58,681	19,793	14,147	17,499	6,305	681	256
	1990	51,033	15,918	12,647	15,466	5,836	801	365
	1995	46,645	14,489	11,391	14,078	5,384	790	513
三和町	1960	1,319	290	339	619	71	-	-
	1965	1,222	236	325	581	78	2	-
	1970	1,149	232	322	504	88	3	-
	1975	1,063	345	364	303	50	1	-
	1980	1,034	344	354	288	45	3	-
	1985	996	352	322	276	41	5	-
	1990	880	286	279	275	35	5	-
	1995	819	291	259	220	45	4	-

(注) 1990年に農家の定義が変更されたため、1985年以前と1990年以降は連続しない。「農業センサス」

出所) 農林水産省「農業センサス」、各年版。

地域の今後の担い手になるはずの40歳代ないしそれ以下の層は、T集落に集中しているのが現状である。

したがって、調査世帯の間でも、居住地別に次のような差が生じていることがわかる。すなわち、①集落内居住世帯の方が集落外居住世帯よりも全体として高齢化が進んでおり、②集落内居住世帯の中でもK集落の方がT集落よりも高齢化がより一層進んでいるとみなすことができよう。

## II 農林業の担い手の存在形態と農地・山林管理の現状

### 1. 山間地域・三和町における農業の展開と農地管理

IIではK集落とT集落における農林業の実情を分析し、過疎化と高齢化が進行した農村における農林業の実態や、担い手の存在形態、農地・山林管理の現状等について検討を加えるが、それに先立って、三和町全体の農業の動向を

(単位:戸、%)

農家総数	構成比					
	~0.3	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~
100.0	25.1	23.1	39.7	11.9	0.1	0.0
100.0	24.5	24.1	38.1	12.9	0.3	0.0
100.0	26.3	23.9	36.0	13.1	0.6	0.1
100.0	30.2	25.4	32.4	11.1	0.7	0.2
100.0	32.4	24.7	30.6	11.1	1.0	0.3
100.0	33.7	24.1	29.8	10.7	1.2	0.4
100.0	31.2	24.8	30.3	11.4	1.6	0.7
100.0	31.1	24.4	30.2	11.5	1.7	1.1
100.0	22.0	25.7	46.9	5.4	-	-
100.0	19.3	26.6	47.5	6.4	0.2	-
100.0	20.2	28.0	43.9	7.7	0.3	-
100.0	32.5	34.2	28.5	4.7	0.1	-
100.0	33.3	34.2	27.9	4.4	0.3	-
100.0	35.3	32.3	27.7	4.1	0.5	-
100.0	32.5	31.7	31.3	4.0	0.6	-
100.0	35.5	31.6	26.9	5.5	0.5	-

を出所とする資料は以下同様である。

概観しておこう。

まず、1998年における三和町の農業粗生産価額の部門別構成(概算値)を見ると、もっとも構成比が高いのは全体の50%を占める養鶏部門で、米の23%がこれに続く。また、ぶどうを中心に果実の生産も盛んで、構成比は京都府平均の3%に対して7%である<sup>12)</sup>。米の構成比が比較的低いこと、早くから企業養鶏が町内各地に進出していること、町内的一部集落でぶどう生産が近年着実に伸びていること、この3点が山間地域・三和町の農業の特徴である。

以下、農業センサスを利用しながら、高度成長期以降の三和町における農業構造の変化を検討してみよう。

#### 【農家数】

表II-1に京都府と三和町における経営耕地面積規模別農家数の推移を示し

表II-2 京都府と三和町における専兼別農家数と構成比の推移

		実 数				
		総農家戸数	専 業	(男子生産年齢 人口のいない 専業農家)	第1種兼業	第2種兼業
京都府	1960	82,463	22,002	(n.a.)	29,230	31,231
	1965	76,143	11,512	(n.a.)	23,584	41,047
	1970	71,198	7,849	(n.a.)	16,176	47,173
	1975	65,413	5,979	(2,306)	10,756	48,678
	1980	62,575	6,341	(3,037)	8,520	47,714
	1985	58,681	6,808	(3,788)	7,094	44,779
	1990	51,033	6,854	(3,954)	4,847	39,332
	1995	46,645	6,946	(4,788)	5,515	34,184
三和町	1960	1,319	316	(n.a.)	702	301
	1965	1,222	188	(n.a.)	538	496
	1970	1,149	121	(n.a.)	257	771
	1975	1,063	68	(41)	93	902
	1980	1,034	104	(77)	116	814
	1985	996	135	(102)	74	787
	1990	880	142	(111)	89	649
	1995	819	170	(153)	75	574

注) n.a.は調査が行なわれていないことを示す。

出所) 表II-1と同じ。

た。まず農家総数をみてみよう。1960年から1995年までに三和町の農家総数は1,319戸から819戸に減少した。減少率は38%に及ぶが、府全体の減少率44%は下回っている。これは三和町では、農家数の減少よりも農業労働力の減少の方が激しく進行したという事情を反映している。三和町と京都府全体のいづれにおいても、1960年から1975年までの15年間と、1985年から1990年までの5年間に、農家戸数が大きく減少した。三和町では1960年以来の農家減少戸数500戸のうち、1960年から1975年にかけて256戸（34%）が、また1985年から1990年にかけて116戸（23%）がそれぞれ減少している。1980年代後半における農家の減少速度が高度成長期をも上回っていた点は見落とせない。

こうした農家戸数の減少を基調としながらも、京都全体の農業構造と三和町のそれは、明瞭な相違をともないながら推移してきた。表に見られるように、

(単位：戸、%)

構成比				
総農家戸数	専業	(男子生産年齢人口のいない専業農家数)/(専業農家数)	第1種兼業	第2種兼業
100.0	26.7	(n.a.)	35.4	37.9
100.0	15.1	(n.a.)	31.0	53.9
100.0	11.0	(n.a.)	22.7	66.3
100.0	9.1	(38.6)	16.4	74.4
100.0	10.1	(47.9)	13.6	76.3
100.0	11.6	(55.6)	12.1	76.3
100.0	13.4	(57.7)	9.5	77.1
100.0	14.9	(68.9)	11.8	73.3
100.0	24.0	(n.a.)	53.2	22.8
100.0	15.4	(n.a.)	44.0	40.6
100.0	10.5	(n.a.)	22.4	67.1
100.0	6.4	(60.3)	8.7	84.9
100.0	10.1	(74.0)	11.2	78.7
100.0	13.6	(75.6)	7.4	79.0
100.0	16.1	(78.2)	10.1	73.8
100.0	20.8	(90.0)	9.2	70.1

京都府全体では戸数が増加する階層と減少する階層とが明確に分岐し、数は少ないながらも大規模農家が形成されてきたのに対して、三和町では大規模農家の形成は皆無に近く、経営規模の零細な農家がいまなお多数存続している。1995年において農産物販売金額が700万円以上あった農家数は京都府全体で農家総数の2.9%だったが、三和町では0.2%、わずか2戸にすぎない。

三和町の農業がこうした構造をとりつづけてきた理由の一つは、山間部で傾斜地が多く、経営規模の拡大が困難であった点にあるが、それとともに、高度成長期以来の兼業化や、生産年齢人口の流出も大きく影響している。

まず、専兼別農家数の動向を表II-2を用いて検討してみよう。三和町で1960年代にもっと多かったのは第1種兼業農家である。しかし1960年から1975年にかけて第1種兼業農家と專業農家の比率が大きく低下し、かわって第2種兼業農家が急増する。1975年の第2種兼業農家比率は実に85%に及んだ。しかし、京都府全体の第2種兼業農家比率が1990年まで上昇しつづけたのに対して、三和町のそれは1975年をピークとして以後減少に転じ、かわって專業農家が構成比を高めた。1995年における三和町の專業農家比率21%は府内第5位である。もっとも、この專業農家比率の上昇は、いわゆる農家らしい農家が増え

表II-3 京都府と三和町における農家人口・農業就業人口・農業専従者数の推移  
(単位:人, %)

		農 家 人 口		農業就業人口		農 業 専 従 者	
		京都府	三和町	京都府	三和町	京都府	三和町
実数	1970	256,164	3,601	116,045	1,837	55,002	1,031
	1975	232,798	3,361	92,784	1,264	36,652	420
	1980	221,414	3,202	81,307	1,172	28,367	369
	1985	206,930	3,104	75,040	1,109	26,052	363
	1990	181,741	2,782	68,230	1,059	22,467	269
	1995	166,777	2,496	61,926	985	20,234	310
指数	1970	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1975	90.9	93.3	80.0	68.8	66.6	40.7
	1980	86.4	88.9	70.1	63.8	51.6	35.8
	1985	80.8	86.2	64.7	60.4	47.4	35.2
	1990	70.9	77.3	58.8	57.6	40.8	26.1
	1995	65.1	69.3	53.4	53.6	36.8	30.1

出所) 表II-1に同じ。